

松川公園ネーミングライツ・パートナー募集要項

米沢市では、「松川公園」におけるネーミングライツ・パートナー（ネーミングライツを取得した企業等をいう。以下同じ）を以下のとおり募集します。

1 募集の目的

本施設への愛称の命名権を取得する事業者を募集し、命名権を付与する対価として得られるネーミングライツ料を、本施設の管理等に役立てるものです。

2 対象施設

(1) 名 称 松川公園

ただし、松川公園のうち米沢市松川コミュニティセンター施設・敷地は対象外とします。

(2) 設置目的 米沢市都市公園条例（昭和 32 年 7 月 5 日米沢市条例第 34 号）の規定により設置された松川公園は、主として区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする施設です。また、運動施設は、主として運動の用に供することを目的とする施設です。

(3) 施設概要 別紙【施設概要】のとおり

3 募集の条件

(1) 契約期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで （3 年間）

(2) 希望金額

年額 60 万円以上（消費税及び地方消費税を含まない）

※ この希望金額を下回る提案はできません。

※ 契約期間が年度途中から始まる場合、又は年度途中で終わる場合のネーミングライツ料は月割により按分計算します。

(3) 応募資格

山形県内に事務所又は事業所を有し、法人格を有する者とします。ただし、次のいずれかの事項に該当する者は除きます。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札の参加を制限されている者
- ② 米沢市入札指名停止等取扱基準による指名停止等を受けている者
- ③ 公租公課を滞納している者
- ④ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更正手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律

第 225 号) による再生手続開始の申立て又は会社法 (平成 17 年法律第 86 号) による清算の申立てがなされている者

- ⑤ 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反している者
- ⑥ 政治団体又は宗教団体
- ⑦ 暴力団 (米沢市暴力団排除条例 (平成 24 年米沢市条例第 1 号) 第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員 (同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。) 並びに暴力団又は暴力団員が経営又は運営に実質的に関与している者及びこれらと密接な関係を有する者
- ⑧ その他、本市のネーミングライツ・パートナーとして不適当と認められる者
例：消費者金融、たばこ、パチンコ、風俗、商品先物取引

(4) 愛称の条件

- ① 親しみやすさや呼びやすさなど、市民等の理解が得られる愛称とします。
- ② ただし、愛称が次のいずれかに該当するものは、名称として認められません。
 - ア 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの
 - イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ウ 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
 - エ 政治性又は宗教性のあるもの
 - オ 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
 - カ 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
 - キ 施設の設置目的又は所在地を誤認させるもの
 - ク 当該愛称の内容について市が推奨している等、市民の誤解を招くもの又はそのおそれがあるもの
 - ケ その他、愛称として使用することが適当でないと思われられるもの
- ③ 利用者の混乱を避けるため、契約期間中の愛称の変更はできないものとします。ただし、ネーミングライツ・パートナーの社名変更など特段の事情がある場合は、協議の上、変更できるものとします。
- ④ 愛称が定着するまでの一定期間は正式名称を併記する場合があります。
- ⑤ 商標権がある名称を命名する場合は、権利者からの許諾が得られることを条件とします。
- ⑥ 松川公園内の 1 施設 (市営陸上競技場) の愛称については、優先交渉権者と協議の上、決定することとします。

(5) 留意事項

契約期間内に大規模改修工事等を行うなど、利用が制限される期間が発生した場合の取扱いについては、契約後に市とネーミングライツ・パートナーが協議することとします。

(6) 費用負担

No	区 分	市	ネーミングライツ・パートナー
1	愛称を用いた看板等の設置、変更及び維持管理		○
2	契約期間終了時（または契約解除時）の原状回復		○
3	市が作成する印刷物や市ウェブサイトの表示変更	○	
4	新設看板に起因する第三者への損害賠償		○

- ① 敷地外の看板等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行います。また、新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。
- ② 印刷物については、残部数や切り替え時期などを考慮し、協議の上決定することとします。
- ③ 山形県屋外広告物条例に基づく第1種特別規制地域となるため、広告板の設置に表示面積等の制限があります。また、高さ4mを超えるものは、建築確認申請の手続きが必要となります（建築基準法）。
- ④ 看板等の設置、変更は契約期間開始後に実施するものとし、撤去については契約期間満了までに実施することとします。

4 応募方法

(1) 募集期間 令和8年6月1日（月）から7月31日（金）

(2) 提出書類

- ① 米沢市ネーミングライツ・パートナー応募（更新）申請書 様式1
- ② 誓約書 様式2
- ③ 法人役員名簿 様式3
- ④ 委任状（代理人が申し込む場合に限る。） 様式4
- ⑤ 商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ⑥ 印鑑証明書（法人の代表者印。優先交渉権者に選定された後、契約締結時までに出してください。）
- ⑦ 法人の概要に関する説明書（任意様式、既存の写しでも可）
- ⑧ 納税証明書（国税及び地方税に未納がないことの証明書。写しでも可）
- ⑨ 直近3年度分の会計年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）
- ⑩ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ⑪ 最新年度の事業計画書
- ⑫ ネーミングライツ提案書（任意様式。提案愛称の意匠（デザイン案、書体、ロゴとの関係等）がわかる資料。）

※ 米沢市入札参加資格者名簿（物品・役務等）に登録されている事業者は、上記「⑤、⑥、⑦、⑧」の書類の提出を省略できます。

ただし、名簿の登録内容に変更がある場合、又は市から別途指示がある場合は、最新の書類を提出してください。

(3) 提出方法

提出書類を全てまとめ、以下のいずれかの方法で提出してください。

ア 郵送

書留郵便など配達記録が残る方法で、応募期間の最終日必着で郵送してください。

イ 直接持参

応募期間の月曜日から金曜日（祝日を除く）までの間に提出先に直接ご持参ください。

(4) 提出先

米沢市金池五丁目2番25号

建設部 都市計画課 公園緑地担当

(5) 質問の受付

ア 受付期間 提出期間中随時

イ 受付方法 質問書（様式5）に必要事項記載のうえ、当該電子ファイルを添付した電子メールを次の送付先に件名「ネーミングライツに関する質問」として送信してください。

ウ 送付先

建設部 都市計画課 公園緑地担当

E-mail: tokei-ka@city.yonezawa.lg.jp

エ 回答方法

受け付けた全ての質問は、原則として質問者を特定できない内容で、随時市ホームページ内の「ネーミングライツ募集」に掲載して回答します。

(6) 応募の辞退

提案書を提出後に応募を辞退する場合は、文書による辞退届（任意様式）を提出してください。

(7) 留意事項

提出された書類は、返却いたしません。

提案書等の作成及び提出に係る費用は、全て応募者の負担とします。

5 選定方法

(1) 優先交渉権者の選定

4(2) 提出書類について、米沢市広告審査委員会が総合的な評価を行い、優先交渉権者を選定します。

(2) 評価基準

参照 別紙2：ネーミングライツ・パートナー選定に係る評価基準

(3) 結果の通知

選定の結果は、応募者に文書で通知します。

(4) 結果の公表

市は優先交渉権者と協議を行い、契約を締結した場合、ネーミングライツ・パートナー名、本施設の愛称、契約金額、契約期間を公表します。

なお、ネーミングライツ・パートナー以外の応募者の情報は、原則公表しません。

(5) 提案の失格

提出された提案が以下のいずれかにあたる場合は、失格とします。

- ア 応募資格を有しない者が提出したもの
- イ 提出書類に虚偽があるもの
- ウ その他応募及び選定に関し不正があったとき

6 契約の締結等

(1) 契約の締結

ア 優先交渉権者の選定後、市と優先交渉権者は速やかに契約に必要な協議、調整を行い、ネーミングライツ事業契約を締結します。

イ 優先交渉権者と契約の締結に必要な協議が整わない場合は、市は次点の者と契約に向けた協議を行うこととします。

(2) 契約の解除

契約締結後に、ネーミングライツ・パートナーが応募資格に規定する資格を満たさなかった場合、又は信用失墜行為により本施設のイメージが損なわれる恐れがある場合などには、市は契約満了を待たず契約を解除する場合があります。

(3) 契約更新時の優先交渉権

契約の更新を希望する場合は、契約期間満了の6ヶ月前までに【米沢市ネーミングライツ・パートナー応募（更新）申請書 様式1】を提出してください。広告審査委員会による審査で承認された場合、優先交渉権を付与します。

7 担当部署

(公園に関すること)

〒992-8501 山形県米沢市五丁目2番25号

建設部 都市計画課 公園緑地担当

E-mail: tokei-ka@city.yonezawa.lg.jp

(運動施設に関すること)

〒992-8501 山形県米沢市金池三丁目1番14号 置賜総合文化センター内

観光文化スポーツ部 スポーツ課 スポーツ施設担当

E-mail: sports-ka@city.yonezawa.lg.jp